

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

東北運輸局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第3項及び第7項の規定に基づき、東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第2号）、東北海上旅客運送業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第3号）、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第4号）及び東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項及び第35条第2項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第8条の規定により公示する。

令和6年3月1日

東北運輸局長 石谷 俊史



1. 東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第4項中「252,450円」を「259,650円」に、「236,000円」を「243,200円」に、「193,350円」を「200,550円」に、「184,200円」を「191,400円」に改める。
2. 東北海上旅客運送業最低賃金第4項中「246,800円」を「254,300円」に、「184,900円」を「192,400円」に改める。
3. 東北漁業（沖合底びき網）最低賃金第5項中「204,700円」を「209,700円」に改める。

4. 東北漁業（大中型まき網）最低賃金第5項中
「204,100円」を「208,200円」
に、「190,250円」を「194,350
円」に改める。

附 則

この公示は、令和6年3月31日から効力を生
ずる。